

ホームページ広告媒体資料

(広告掲載仕様書)

市ホームページに広告を掲載する事業者等を次のとおり募集します。

掲載ページについて

掲載ページの名称	北九州港ホームページ トップページ (URL: http://www.kitaqport.or.jp) ※広告掲載の位置は、別紙のとおり
アクセス数	トップページ 月平均 約4,500件(令和4年4月～令和5年12月) (サイト全体 月平均 約9,700件) ※このデータは参考であり、毎月のアクセス数を保証するものではありません。
掲載期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
備考	・仕様の詳細は別紙のとおり

掲載可能な広告について

掲載位置	サイズ(縦×横)	枠数
トップページ	縦50ピクセル × 横160ピクセル	— 枠

広告掲載が好ましくない業種・内容	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」による
------------------	------------------------------

※ 北九州市広告掲載要綱、北九州市広告掲載基準、北九州市ホームページ広告掲載要領及び北九州市ホームページバナー広告表現ガイドラインを遵守してください。

※ 広告掲載にあたっては、北九州港ホームページの性格上、公共性の高いものを優先させることとし、優先順位は次のとおりとします。

- ① 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが営む企業
- ② 公共交通機関、ガス・電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ等)、市内に本店または支店のあ
る銀行・信用金庫・信用組合・農協など、その他これらに属するもの
- ③ 文化行事案内または学生募集を行おうとする市内の学校
- ④ 市内のデパート、商店街、専門店の連合体
- ⑤ 特産品等に関連する地元企業で、広報室が観光客の増加または市のイメージアップに寄与すると認
めたもの
- ⑥ 不特定多数の市民が利用できる文化・スポーツ施設
- ⑦ その他公共性が高いもので、広告として掲載することが適当であると認められるもの

令和5年度北九州港ホームページ広告掲載仕様書

1 広告の仕様等

- (1) 広告の規格は、G I F（アニメーション不可）またはJ P E Gとし、データ容量は、1バナーにつき15KB以内とする。
- (2) 各広告の掲載期間は1ヶ月単位とする。
- (3) メンテナンス等によりホームページの公開を停止する期間は、掲載期間に含むものとし、契約金額の減額は行わないものとする。
- (4) 掲載枠（位置）を指定することはできない。
- (5) バナー画像の代替テキストは、「広告：〇〇（企業名等）」とし、「北九州市ホームページバナー広告表現ガイドライン」に基づき、市が決定する。
- (6) 同一広告主の広告は、原則として1ページ内に1枠の掲載とする。
- (7) リンク先のページは、バナー画像の表現内容と一致する企業、施設、ブランド、サービス等のページとし、リンク先へのリダイレクトは認めないものとする。

2 広告掲載等の手順

広告掲載は原則、月単位で1か月以上とし、各月の広告掲載期間は別表「令和5年度北九州港ホームページバナー広告掲載スケジュール」のとおりとする。

(1) 広告主が行う場合

- ① 掲載するバナー画像は、広告掲載開始日の7日前（閉庁日を除く）までにEメール又はディスク等で、市に提出する。
- ② 市は、北九州港ホームページへのバナーの掲載及び削除を行う。

(2) 広告代理店が行う場合

- ① 広告の掲載にあたっては、原則として掲載開始月の前月15日（15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに、「ホームページ広告掲載承認願（様式6及び様式6-1）」を提出する。
- ② 市は、前記(1)により提出された承認願について審査し、承認した場合は「ホームページ広告掲載承認等通知書」（様式7）により通知する。
なお、北九州市（以下、「市」という。）は、承認願の審査に必要な事項について、官公庁への照会を行う。
- ③ 掲載するバナー画像は、広告掲載開始日の7日前（閉庁日を除く）までにEメール又はディスク等で、市に提出する。
- ④ 市は、北九州港ホームページへのバナーの掲載及び削除を行う。

4 その他

- (1) 実施事業者が広告代理店の場合は、バナー広告の広告主の募集、バナー画像の作成など、指定の掲載枠にかかるバナー広告掲載に関する一切の業務を実施する。
- (2) バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一

切の責任は広告主（実施事業者が広告代理店の場合は広告代理店）が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

(3) 仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

【別表】令和5年度 北九州港ホームページ バナー広告掲載スケジュール

募集期	募集期間	掲載開始可能月
第1期	令和5年2月8日(水)～令和5年3月6日(月)	4月
第2期	令和5年3月10日(金)～令和5年4月4日(火)	5月
第3期	令和5年4月10日(月)～令和5年5月5日(金)	6月
第4期	令和5年5月9日(火)～令和5年6月2日(金)	7月
第5期	令和5年6月7日(水)～令和5年7月3日(月)	8月
第6期	令和5年7月7日(金)～令和5年8月1日(火)	9月
第7期	令和5年8月7日(月)～令和5年9月1日(金)	10月
第8期	令和5年9月5日(火)～令和5年10月2日(月)	11月
第9期	令和5年10月6日(金)～令和5年10月31日(火)	12月
第10期	令和5年11月6日(月)～令和5年12月1日(金)	1月
第11期	令和5年12月5日(火)～令和6年1月4日(木)	2月
第12期	令和6年1月8日(月)～令和6年2月2日(金)	3月

注1 広告の掲載開始時間について
掲載開始日の13時ごろにバナー広告を掲載します。
ただし、作業の都合により、掲載開始時間が遅れる場合があります。

注2 広告の掲載終了時間について
掲載終了日の13時ごろにバナー広告を削除します。
ただし、作業の都合により、掲載終了時間が遅れる場合があります。